

(平成22年4月28日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

愛媛国民年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年9月から4年2月まで

申立期間当時、両親と同居しており、税理士であった父親が国民年金保険料を納付してくれた。

父親は既に死亡しており、国民年金の加入手続や納付方法は分からぬが、申立期間当時、父親に、「厚生年金保険から国民年金に切り替えておくからね。」と言われ、また、国民年金保険料の領収証を父親から受け取り、保管していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、そのほかに申立期間に係る国民年金の加入手続が行われた形跡は見受けられず、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

愛媛厚生年金 事案 568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年10月1日まで
② 昭和27年12月1日から28年9月5日まで
③ 昭和28年12月1日から29年2月1日まで

申立期間①及び②については、A事業所（現在は、B事業所）C事務所（以下「C事務所」という。）D出張所に勤務し、申立期間③については、同事業所E事務所（以下「E事務所」という。）F出張所に勤務していたにもかかわらず、それぞれの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人に係る人事記録（写）から、申立人が、申立期間①及び②においてC事務所D出張所で、申立期間③においてE事務所F出張所で勤務していたことは、確認できる。

しかしながら、申立期間①については、B事業所は、「当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないが、当時は、日々雇用労働者については、雇用当初からではなく、ある程度勤務した後に厚生年金保険に加入させていたようである。」と回答している。

また、C事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中で、申立人と同時期に勤務し、連絡を取ることができた12人のうち、申立期間①当時に採用された3人は、採用されて3か月後から1年後に厚生年金保険に加入させてもらい、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかつた旨の証言をしており、申立期間①当時、C事務所は、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかつたことがうかがわれる。

申立期間②については、B事業所は、「当該期間直前（昭和27年10月1日から同年12月1日まで）まで、申立人は厚生年金保険に加入していたが、当該期間については、勤務していたにもかかわらず、被保険者資格を喪失させている理由は不明である。」と回答している。

また、当該期間において、申立人が厚生年金保険に加入していたことについて、上記の連絡を取ることができた12人のうち申立人を覚えている3人から証言を得ることができず、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②当時のC事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

申立期間③については、B事業所は、「当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないが、当時は、日々雇用労働者等については、採用から2か月程度経過後、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、E事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中で、申立人と同時期に勤務し、連絡を取ることができた10人のうち5人は、採用されて1か月ないし2か月後から3年ぐらい後に厚生年金保険に加入させてもらい、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨の証言をしており、申立期間③当時、E事務所は、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間③当時のE事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 569

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで

A 事業所 B 課の臨時職員として採用され、C 等の業務に従事し、その後、D 部長室において受付業務に携わり、申立期間においては正規職員 3 人と一緒に総合案内所において勤務し、通算して 3 年ないし 4 年ほど勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 46 年 2 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間において、A 事業所 B 課で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、A 事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、同年 2 月 1 日及び同年 8 月 1 日にそれぞれ資格取得の届出が行われたことが確認でき、A 事業所は、「当該期間以外の期間については、申立人の資格取得届に関する資料は見当たらぬ。」と回答している。

また、申立人は、申立期間以前に、A 事業所において C 等の業務、D 部長室の受付業務に従事し、申立期間に総合案内所における受付業務に従事してきたと主張しているところ、申立人が総合案内所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた正規職員 3 人のうち、A 事業所からの回答により、同案内所に昭和 46 年 4 月から 47 年 5 月まで配属されていたことが確認できた 2 人は、「申立人とはいつごろまで一緒に総合案内所で勤務していたか憶えていないが、申立人は総合案内所と別の課の業務を掛け持ちしていたことを記憶している。」と証言していること、及び申立人が同事業所 B 課において 2 度目の厚生年金保険に加入していた昭和 46 年 8 月から同年 12 月までの期間と雇用

保険の加入記録が一致していると考え併せると、申立人は厚生年金保険に加入していた当該期間に総合案内所に配属された可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。